

監 査 公 表

津市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成17年7月5日

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 前 田 勝 彦
同 山 中 利 之

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査執行者

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 小 野 欽 市
同 山 中 利 之

第2 監査実施年月日及び監査対象

監査実施年月日	監 査 対 象
平成17年 2月 3日	<財政援助団体等> 津市体育協会、津市役所職員共済組合、株式会社伊勢湾ヘリポート、株式会社津サイエンスプラザ
平成17年 2月 4日	<消防本部> <中消防署> 中 署 西分署 <北消防署> 北 署
平成17年 2月17日	<市長公室> 検査課
平成17年 2月18日	秘書課、人事課、政策課、情報企画課
平成17年 2月24日	<競艇事業部>

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当職員の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

第4 監査の着眼点

地方自治法第199条第1項の定期監査の実施に際しては、予算の執行は計画的、効率的に行われているか、またその手続は適切か、会計処理は法令等に基づき行われているか、現金の取扱いは適切に行われているか、財産の管理は適切に行われているか、各種の帳簿、書類の記帳、保存等は適切に行われているかなどのほか、事務処理は効率的、効果的に行われ、改善すべきところはないかなどを基本的事項とした。

また、地方自治法第199条第2項の行政監査については、「津市行財政改革大綱」で、補助金の見直しの必要性が打ち出されているなか、市町村合併を控え、補助金事務の適正な執行に資するため、テーマを「補助金の交付事務について」とした。

なお、その実施に当たっては、市単独財源により交付された50万円以上の交付団体ごとの補助金とし、補助金交付要綱等の整備状況及び交付事務手続きなどについて、補助金交付事務を所管している各課等から報告を求め、要綱等は適切に作成されているか、補助金の交付申請、交付決定、実績報告、交付請求、支払いなどの各手続について、その時期は適切か、提出書類等に不備はないかを主な着眼点として検証した。

第5 監査の結果

所管する事務事業の推進に当たっては、各分野において努力が払われており、各種の事務は法令、規程等の定めるところに従いおおむね適正に執行されているものと認められた。

全般的には事務処理、財政運営について良とするも、一部において後述するように事務処理の不備（帳簿・書類等の不備、文書の不整備等）が見受けられたので、積極的に対処するよう指導した。また、監査時に気づいた軽易な事項については、その都度口頭で指導した。

各課等の監査結果の概要は、次に述べるとおりである。

<財政援助団体等>

・津市体育協会

(1) 定期監査

ア 指導事項

個人に交付する補助金の支払いが遅れているものがあったので、交付決定後速やかに支払うよう指導した。

イ 所見

当協会は、主催事業としてのスポーツ講演会をはじめ、津市民体育大会、津市民スポーツ教室等の津市からの受託事業、津シティマラソンの運営協力などスポーツ振興と生涯スポーツ社会の実現に向けた事業を推進されている。

今後においても、スポーツ振興と市民の健康増進など生涯スポーツの発展に寄与されることを期待するものである。

なお、市補助金等に係る会計事務については、適正に処理されているものと認められた。

・津市役所職員共済組合

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当共済組合は、津市役所職員共済組合設置条例に基づき、職員の福利厚生を図るため、職員の健康管理の増進、元気回復に係る事業等を実施されている。

厚生事業にあっては、従来から各スポーツ大会の実施及び健康管理に係る助成として人間ドック受診者等への助成が行われている。また、組合員の身近な情報誌として広報誌「きょうさい津」を発刊し、新規採用職員紹介や「職員作品展」ベストセレクションの発表、お知らせコーナー（結婚・出生）等を掲載され好評を得ている。

合併後においては、新市としての職員共済組合の制度及び事業等の在り方を検討されるとともに、組合員の真に元気回復につながる事業の推進に努められたい。

市補助金等に係る会計事務については、適正に処理されているものと認められた。

なお、職員駐車場用地については、本市が実施する福利厚生事業の一環として取り扱われているが、新しい時代を見据え、その使用のあり方を研究されたい。

・株式会社伊勢湾ヘリポート

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当社は、公共ヘリポートである「津市伊勢湾ヘリポート」施設の管理運営、ヘリコプター燃料の給油販売業務を行っている。

当ヘリポートの平成15年度の利用状況は、前年度と比較し、着陸回数は18%、給油回数は27%の利用増となり、給油量についても、燃料供給単価に大きな変動もなく安定した供給により、6%の増となっている。

平成16年度において、災害に備え給油所予防規程の見直しのほか「給油における教育訓練マニュアル」を作成され、安全対策の強化に努められている。

今後も航空燃料の品質管理、給油における教育訓練の徹底を図り安全で安心できる公共ヘリポート施設の管理運営に努められたい。

なお、関係帳票の整備・記帳、証拠書類の保存、会計経理及び財産管理等に係る出納その他の事務の執行については、適正に処理されているものと認められた。

・株式会社津サイエンスプラザ

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当社は、津オフィス・アルカディアにおける産業業務支援と新産業創出の拠点となる中核支援施設「あのつピア」の管理、運営を行い、事業展開を図っている。

現在の施設の入居状況は、起業家支援室は全室入居となっているものの、一般賃貸オフィスについては、空室が3室という状況にある。

今後においても、施設の100%稼働を実現するための入居企業の誘致を図り、経営基盤の安定化を図るとともに、累積欠損の早期解消に向け努力されたい。

また、講演会、セミナー等を開催することにより、次世代産業を育てる核としての機能及びサイエンス全体のシンボルとしての機能を十分に果たされることを期待するものである。

なお、関係帳票の整備・記帳、証拠書類の保存、会計経理及び財産管理等に係る出納その他の事務の執行については、適正に処理されているものと認められた。

<消防本部>

<中消防署>

中 署

西分署

<北消防署>

北 署

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

管内における平成16年の出火件数は112件で、前年に比べ11件の増加となっている。増加の主な要因は、林野火災が18件と前年に比べ16件の大幅な増加となったことによるものである。

一方、出火原因の主なものは、放火（疑いを含む。）が最も多く33件で、前年と比較して4件の増加となっており、引き続き関係機関とも連携を図りながら放火火災の発生防止に努められたい。

また、火災予防対策として、一人暮らしの高齢者を含む一般住宅を対象とした防火診断、防火対象物等の立入検査、各種団体に対する防火指導などが行われているが、引き続き防火活動を積極的に進められたい。

平成16年の救急出動件数は7,518件で、前年に比べ544件の増となり、搬送人員は7,395人で、前年に比べ546人の増となり、いずれも過去最高の記録となっていることから、今後においてもより迅速かつ的確な救急業務に取り組まれることを望むものである。

平成17年1月1日には、安濃町全域を管轄とする安濃分遣所を開所し、万全な災害対応、消防行政の構築に努められているが、今後においても住民の安全を守る消防として、消防の組織力の低下に繋がることのないよう人事管理等の適正化に十分留意されたい。

なお、消防救急車両については、約半数の車両が更新整備計画による更新時期を経過していることから、同計画に沿った配備を望むところである。

また、近年の複雑多様化する各種災害に対応するため、資機材の更新、増強についても関係部署と協議のうえ、計画的に取り組まれたい。

西分署においては、台風21号による救助活動や自主防災会総合防災訓練をはじめとする管内の活動内容を、簡潔で分かりやすく収録されたパワーポイントを使用し、説明を受けた。

北署においては、消防活動や震災時の消防水利を確保するため、耐震性

防火水槽を平成15年度(60t2基)に引き続き、平成16年度(60t1基)も設置されたところである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金
該当なし。

<市長公室>

・検査課

(1) 定期監査

ア 指導事項
特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、工事等の検査、工事の手直しに係る命令及び指示に関することなどを分掌している。

工事等の検査については、平成16年度から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行に伴い、検査要綱を一部改正し国土交通省の工事成績評定に準じた津市工事検査採点基準に基づいて実施されている。また、「工事成績採点基準に係る評点マニュアル」を作成し、監督員が的確な採点ができるよう指導に努められている。

検査の実施時期については、毎年、年度末に集中している状況にあるが、引き続き年間を通じた平準化が図られるよう指導されたい。

設計積算システムの管理については、システム自体に機密的要素が多いことから、細心の注意を払われるとともに管理体制の強化に努められたい。

合併後においては、市域が拡大することにより、検査体制には万全を期するよう望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金
該当なし。

・秘書課

(1) 定期監査

ア 指導事項
特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、市長、助役の日程調整及び渉外業務のほか、表彰栄典、市長会に関することなどを分掌している。

交際費の執行については、内容を精査のうえ必要最小限の適正な執行と

認められた。

合併後においては、大会・行事など業務量の増大が見込まれることから、内容等十分に精査、調整され、秘書、渉外事務の円滑な運営に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

・人事課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、職員の定数・配置管理、給与、職員研修及び福利厚生に関する事務などを分掌している。

平成17年2月1日現在の職員数は、1,617人となっており、市の施策、事業等を円滑、効率的に推進するため、適正な職員配置、職員の服務に対する意欲や士気の高揚が図れるよう人事管理制度の整備、充実に努められているところである。

職員研修については、より積極的に取り組まれるとともにその成果に期待するものであり、引き続き、津市組織・職員活性化基本計画に基づき、常に問題意識を持って職務を遂行できるよう、職員の意識改革、資質向上を図るとともに、組織の一層の活性化に努められたい。

合併後においては、業務量の増大に加え、行政課題もますます多様化が予想されることから、適材適所等による職員の適正配置や制度等の見直しなどに万全を期するよう望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

津市職員福利厚生事業補助金

イ 所見

(ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

適正に整備されていた。

(イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

(ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

(エ) その他

特に述べることはない。

・政策課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、市政運営の政策や総合調整をはじめ、公文書の管理、情報公開、例規の制定・改廃、広報、統計、市町村合併に関することなどを分掌している。

平成13年度よりスタートした第4次津市総合計画中期基本計画については、諸事業の進行管理、点検を実施されたところであるが、引き続き、中期基本計画の総括等新市総合計画策定に向けて諸準備を進められたい。

津市ホームページについては、各課と連携を取りながら情報発信に努められているが、市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、更なる充実に努められたい。

津地区10市町村の合併については、平成17年1月17日の総務大臣告示により、平成18年1月1日にその効力が生ずることとなったが、今後においては、事務事業の詳細調整を行うとともに、広く市民に周知を図るなど、新・津市が円滑にスタートできるように努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

・情報企画課

(1) 定期監査

ア 指導事項

業務委託契約書において、契約日の記載が一部漏れていたため、適切に行うよう指導した。

イ 所見

当課においては、津市情報化推進計画に基づく情報化施策の推進、津市地域情報センター及びアスト情報センターの管理運営、電子自治体構築計画の策定、津地区市町村の合併に伴う情報システム等の統合・整備に関することなどを分掌している。

平成16年7月には、合併に向けた情報システム（総合住民情報システム）の統合・整備業務の一部を実施されたところであるが、今後構成市町

村・関係各課等とも調整を行いながら、円滑に移行できるよう統合・整備作業を進められたい。

また、合併を含めた各情報システムの運用に当たっては、平成17年3月に情報セキュリティポリシー（基本方針・対策基準）を策定されたところであるが、今後とも厳格なセキュリティの確保に努められたい。

津市地域情報センターについては、住民の情報リテラシーの向上を支援するため、引き続き情報機器等を活用したITふれあい講座等を実施され、センターの利用拡大に向けて努力されたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

<競艇事業部>

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

長引く景気の低迷、レジャー産業の多様化、若年層のギャンブル離れ、ファン層の高齢化及び個人購買額の減少などにより公営ギャンブルを取り巻く情勢は、全国的に厳しい状況である。

平成15年度の決算によると、SG競走等のビッグレースの招致がなく、売上収入は、前年度に比べ50.4%減少している。

モーターボート財政調整基金については、平成16年度に5億9,445万9千円を取り崩し、基金の残高(平成16年度末)は、約14億円の見込みになっている。

また、今まで市の財政に貢献してきた繰出金も平成16年度は、ゼロになっている。

このような中、平成16年度においては、自動発券機等の導入により従事員の削減、従事員及び臨時職員の賃金、諸手当の見直し、土地借上（競走水面等借上料）の減額及び委託業務の再検討や契約方法の変更等を実施し費用の削減に取り組まれたところであるが、今後とも一層の費用の削減に努められたい。

なお、日本船舶振興会交付金等については、他のモーターボート競走施行者と同様に、事業の収益に大きな負担となっているものと考えられることから、全国モーターボート競走施行者協議会を通じて、法定交付金の引き下げを国と関係機関に強く要望されたい。

また、本年度に民間経営者や競艇事業に係わる有識者等を構成委員とした「津市モーターボート競走場経営改善検討委員会」を立ち上げられたところであるが、その検討結果も踏まえ、新しい時代に即応した抜本的な経営改善に取り組まれない。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。